

一般社団法人日本スイミングクラブ協会認定
『救急蘇生法適任者』資格取得講習会

兼 日本赤十字社『赤十字救急法基礎講習』修了・
文科省通達『プールの安全標準指針』に基づく監視員・救護員講習会
安全水泳法・水泳インストラクター・アクアフィットネスインストラクター等
有資格者更新研修会

開催要項

日本スイミングクラブ協会信越支部
会 長 柄 澤 秀 樹
安全水泳委員長 小 林 正 樹

- 1) 主 催 : 一般社団法人日本スイミングクラブ協会
- 2) 主 管 : 一般社団法人日本スイミングクラブ協会安全水泳委員会
- 3) 管 轄 : 日本スイミングクラブ協会信越支部安全水泳委員会
- 4) 期 日 : 令和6年5月3日(金)・5月4日(土)
- 5) 会 場 : 5月3日、4日: SAM 松本
住所: 長野県松本市島内5304-1 TEL0263-47-0370
※人数により会場が変更になる場合がございます。
- 6) 対象及び受講料 :

I. 救急蘇生法適任者講習会(資格取得者用) ※2日間の受講

受 講 料 : 13,200円 [検定料・教材費を含む]
参加者資格 : 義務教育修了者

この講習会において、日本赤十字社の学科及び実技の検定に合格された方は『赤十字救急法基礎講習』の修了者として認定されます。
なお、赤十字救急法基礎講習修了者で有効期間が4年以上ある場合は、この講習の1日目(4.5時間)を免除します。

減免後受講料 : 7,700円(5,500円減免) □

II. 更新研修会(有資格者用) ※1日目のみの受講

受 講 料 : 9,240円 [教材費・更新証明書発行手数料を含む]
参加者資格 : 下記いずれかの資格の更新研修会として受講される方。

(この講習会で、下記資格を複数更新することができます)

○安全水泳資格(安全水泳法管理者資格・救急蘇生法適任者資格)

※安全水泳法管理者資格の更新希望者は、2日目のアシスタントとしての参加が必須となります。(受講料に変更はございません。)

○水泳インストラクター資格

○アクアフィットネスインストラクター資格

○アクアダンスインストラクター資格

○水泳教員資格

○メディカルアクアフィットネスインストラクター資格

Ⅲ. 救急蘇生法基本講習会（無資格者用） ※1日目のみの受講

受講料：8,140円 [教材費を含む]

参加者資格：義務教育修了者 ※受講された方には修了証を発行します。
修了証の有効期限は4年（適任者資格を取れる期限）で、
その間2日目を受講し、試験に合格すれば救急蘇生法適任者の
資格が取得できます。

この講習会において、日本赤十字社の学科及び実技の検定に合格された方は『赤十字救急法基礎講習』の修了者として認定されます。
なお、赤十字救急法基礎講習修了者で有効期間が4年以上ある場合は、この講習の1日目（4.5時間）を免除します。

減免後受講料：2,200円（5,940円減免）

7) 定員：30名（更新講習会参加者含む）

8) 申込締切：令和6年4月18日（木）

9) 申込方法：①メール予約の上、申込用紙に必要事項を記入の上、下記住所宛に
申込締切日必着でお送り下さい。 info@matsumoto-sc.co.jp
②同時に下記口座へ参加料を振込み、銀行振込金領収書のコピーを添付
して下さい。
③更新講習会参加者は資格の認定カードの写しが必要ですので、同封し
てお送り下さい。

10) 送付先：

送付先	〒390-0851 松本市島内5304-1 SAM 松本宛
振込先	銀行名：八十二銀行 南松本支店 口座：普通預金 1134571 口座名：日本スイミングクラブ協会信越支部

11) その他：イ. お納め戴きました参加料は、理由を問わずご返金致しませんので予めご了承願います。
ロ. 2名以上のご参加の場合は、申込書をコピーしてお使い下さい。
ハ. 発熱者・体調不良者のご参加いただけません。
ニ. 社会情勢の変化により、中止となる場合がございます。予めご承知おき下さい。
ホ. 新型コロナウイルス感染予防対策として、受講者の皆様には講習会当日に「健康チェック表」をご提出頂きます。

■注記■

この講習会は文科省通達『プール安全標準指針』に基づく監視員・救護員講習を兼ねています。Ⅰ～Ⅲの講習会の1日目（基本講習会）を受講修了しますと、『プール安全標準指針』に基づく監視員・救護員講習受講修了証を全員に発行します。監視員・救護員講習受講のみが目的の方は、Ⅲの救急蘇生法基本講習会にお申し込み下さい。

プログラム

第1日目 (救急蘇生法基本講習会)		第2日目	
8:45	受付・開講式	8:45	受付
9:00 ～ 10:30	プールにおける事故防止と 安全対策・プールの監視業務 【基礎理論】 (1.5h)	9:00 ～ 10:00	【基礎理論テスト】
10:30 ～ 11:30	遊泳用プールの衛生基準 【基礎理論】 (1.0h)	10:00 ～ 12:00	一次救命処置と応急手当 【実技実習】 (2.0h)
11:30 ～ 12:30	昼食	12:00 ～ 13:00	昼食
12:30 ～ 17:00	赤十字救急法 基礎講習 (4.5h)	13:00 ～ 16:00	一次救命処置 【実技実習】 心肺蘇生・AED使用法 (3.0h) 【テスト】
17:00	閉講式（資格取得者以外の方）	16:00	閉講式

講師：日本赤十字社 救急法指導員・水上安全法指導員
安全水泳法管理者

- 注意：1. 昼食は各時間内に済ませ、その後必ず歯を磨いて下さい。
2. 都合により講師の変更がある場合があります。予めご了承くださいませ。
《予約・お問い合わせは、e-mail:info@matsumoto-sc.co.jp 小林までご連絡下さい。》

「救急蘇生法適任者」資格取得講習会参加申込書
 (及び 監視員・救護員講習会、有資格更新研修会 参加申込書)

一般社団法人日本スイミングクラブ協会安全水泳委員会 殿 20 年 月 日

【Ⅰ、資格取得講習】【Ⅱ、更新研修】【Ⅲ、基本講習 兼、監視員・救護員講習】
 (参加する講習会、研修会に○印をして下さい)

上記講習会(研修会)に参加申込いたします。

指導者登録番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	生年月日
氏名	<input type="text"/>		<input type="text"/>		男・女	年 月 日 (満 才)		
現住所 ()	<input type="text"/>							TEL () -
所属クラブ名	<input type="text"/>							
所属クラブ住所 ()	<input type="text"/>							TEL () -
更新資格名	<input type="text"/>							
更新資格登録番号	<input type="text"/>		有効期限		/			

※この個人情報は、当該講習会に関する連絡以外には使用いたしません。

☆安全水泳法管理者資格更新条件について…安全水泳法管理者資格取得後、有効期限(4年間)に1回以上救急蘇生法適任者講習会の第1日目又は、安全水泳委員会認定更新研修会を受講しなければなりません。この他に、救急蘇生法適任者講習会の第2日目のアシスタントをすることが義務付けられています。ご希望の方はお早目にご連絡下さい。

☆更新できる資格

安全水泳資格(安全水泳法管理者資格、救急蘇生法適任者資格)、水泳インストラクター、アクアフィットネスインストラクター、メディカルアクアフィットネスインストラクター、アクアダンスインストラクター、水泳教員。

(※水泳教師の資格は更新対象ではございませんので、ご注意ください。)

☆2次案内の郵送先にご希望がございましたら、自宅住所又はクラブ住所の下記()に丸をご記入下さい。

※受講申込書には、①銀行振込領収書のコピー②資格認定カード又は認定証のコピーを必ず添付して下さい。

※クラブに所属されていない方は所属クラブ住所未記入で構いません。

受付 処理	<input type="text"/>	受付 番号	<input type="text"/>
----------	----------------------	----------	----------------------